

一般社団法人大学女性協会東京支部国内奨学金規程

一般社団法人大学女性協会東京支部国内奨学金は、企業、官公庁などでの就労経験の後、現在大学で勉学中の女性に奨学金を支給しその勉学を支援して、卒業後は再び就業し、自らのステップアップのみならず広く社会に貢献する人材を育成することを目的として、2012年に設立されたものである。

通称を大学女性協会東京支部チャレンジ奨学金とする。

(応募資格)

第1条 応募資格は、2年以上の就労の後、文部科学省の認可する東京支部圏に本部を置く大学の3年次に在籍する女子学生とする。東京支部圏は、東京都および会員が在住し支部のない県とする。

(支給額および募集人数)

第2条 奨学金は1名につき20万円を若干名に支給する。返還は求めない。

(応募提出書類)

第3条 応募者は次の書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書(写真貼付 指導教員職名・署名・印)

(2) 作文 「どのような就労経験を経て、現在の勉学を必要と考えたか。その勉学を今後どう生かしたいかについて」

1000字以内

(3) 大学の在籍証明書

(応募書類提出先)

第4条 応募者の在籍大学から東京支部に提出する。

(選考結果通知)

第5条 選考結果を応募者本人および大学に通知し、後日授与式を行う。

(奨学生の義務)

第6条 奨学生は、卒業後2カ月以内に勉学の概要と現況を東京支部に提出しなければならない。

附則

(1) この規程は2012年11月14日より、施行する。

(2) この規程は2015年6月27日より、一部改訂し施行する。

(3) この規程は2016年7月1日より、一部改訂し施行する。

(4) この規程は2018年6月1日より、一部改訂し施行する。